

町営住宅・特定公共賃貸住宅

入居のしおり



令和8年4月

立山町

目次

はじめに	1
I 住宅について	2
II 入居決定者となったら	3
1. 10日以内	3
2. 「入居可能日」から30日以内	4
3. 入居者の方で申し込んでください	5
III 費用の負担	6
1. 住宅の修繕	6
2. その他の費用	6
IV 家賃	7
1. 家賃の納付	7
2. 家賃の決定	7
3. 滞納	8
4. 町営住宅入居者の方で収入が多くなった方	9
5. 家賃の減免、徴収猶予	9
V 住宅の明渡し請求	10
VI 届出	11
1. 連帯保証人を変更しなければいけないとき	11
2. 連帯保証人の住所などが変わったとき	11
3. 同居親族が増えるとき（出生を除く。）	11
4. 住宅の名義人を変更するとき	12
5. 同居親族に異動があったとき	12
6. お住まいの住宅を15日以上使用しないとき	12
7. お住まいの住宅の用途を一部変更するとき	12
8. お住まいの住宅を模様替え・増築するとき	13

Ⅶ	駐車場、自治会、環境の美化など	14
	1. 駐車場	14
	2. 自治会など	14
	3. 環境の美化	14
	4. 騒音の防止	14
	5. ペット	15
	6. 階段、廊下	15
	7. 屋上	15
Ⅷ	各戸	16
	1. 表札	16
	2. 鍵	16
	3. 玄関	16
	4. 室内	16
	5. 台所	16
	6. 浴室	17
	7. 洗濯機の使用	17
	8. トイレ	18
	9. ベランダ	18
	10. エアコン	18
	11. 結露	18
	12. 電気	19
	13. ガス	19
	14. その他	19
Ⅸ	退去の手続き	20
	1. 7日前までに	20
	2. 退去日までに	20
	3. 退去時の検査	20
	4. 修繕料	21
	こんなとき	22
	様式	24
	立山町営住宅集会所管理要領	53
	町営住宅等住所一覧、役場連絡先	56

はじめに

町営住宅等は、住宅にお困りで、所得の少ない方々のために、安い家賃で住居をお貸しすることを目的として、国の補助や町民の皆様からの税金などで、町が建設した住宅です。

そのため、民間の賃貸住宅よりも安い家賃を実現する代わりに、「公営住宅法」や「立山町営住宅条例」、「立山町特定公共賃貸住宅条例」などで入居者の方々に守っていただく制限や義務が定められています。

町民の貴重な財産である、町営住宅等を大切にご使用いただくと共に、入居者の皆様が互いに協力して、明るく快適な団地となるよう、ご協力をお願いいたします。

このしおりは、皆様を知っていただきたいことや守っていただくことが書いてあります。よくお読みいただき、お手元においてお役立てください。



I 住宅について

立山町が管理する住宅は、下記のとおりです。

◇町営住宅

住宅にお困りで、所得が少ない方々のために、安い家賃で住宅をお貸しすることを目的とし、国の補助金や町民の皆様の税金などで町が建設した住宅です。

- 釜ヶ淵町営住宅
- 上米沢町営住宅
- 下米沢町営住宅
- 芦峯寺町営住宅

◇特定公共賃貸住宅

一定程度の所得があり、住宅にお困りの方々のためにお貸しすることを目的として、国の補助金や町民の皆様の税金などで町が建設した住宅です。

- 特定公共賃貸住宅（釜ヶ淵5号棟）

このしおりでは、町営住宅と特定公共賃貸住宅を「町営住宅等」と言います。

どの住宅もペットの飼育は禁止だよ。ルールを守って生活してね。



Ⅱ 入居決定者となったら

1. 「入居決定」から 10 日以内

入居決定日から 10 日以内に下記の手続きを行ってください。

① 「町営住宅（特定公共賃貸住宅）入居請書」（24, 25 ページ）の提出

- ・連帯保証人等の署名、押印が必要です。

【添付書類】

- (1) 入居決定者の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 連帯保証人の所得証明書

※入居される方が**持参**

してください。

連帯保証人の資格

- ・生活保護を受けていないこと。
- ・同居人でないこと。
- ・入居者と同程度以上の所得があること。
- ・被後見人等でないこと。
- ・未成年でないこと。

② 敷金（家賃 3 か月分）の納入

- ・役場建設課建築住宅係が渡す納付書を使用して、納入してください。
- ・敷金は、退去されるときに、入居者の方に負担いただく修繕料等を差し引いてお返しいたします。

③ 口座振替依頼書（2 種類）の提出

- ・家賃及び水道使用料を引落す口座を登録します。
- ・下水道使用料を引落す口座を登録します。

④ 「町営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用許可申請書」（26, 27 ページ）

の提出

- ・駐車可能台数

町営住宅 1 戸あたり 1 台

特定公共賃貸住宅 1 戸あたり 2 台

【添付書類】

自動車検査証の写し

※①～④の手続きの完了を確認したら、「入居可能日」をお知らせします。

※10 日以内に手続きができないときは、「町営住宅（特定公共賃貸住宅）

入居手続延期願書」（28, 29 ページ）を提出してください。

2. 「入居可能日」から 30 日以内

「入居可能日」から 30 日以内に下記の手続きを行ってください。

① 入居してください

- ・特別の事情があり、「入居可能日」から 30 日以内に入居できない場合は、速やかに役場建設課建築住宅係（076-462-9976）へ連絡してください。
- ・入居の際に、ガラスの破損、ガス・水道設備の故障、その他異常がありましたら、役場建設課建築住宅係へお知らせください。
なお、「入居可能日」から 30 日を超えてから報告された場合、入居後の破損として入居者に修繕料をご負担いただくことがありますので、ご承知ください。
- ・付属する設備は廊下・浴室照明、給湯器です。
室内の照明器具やエアコン、その他家電製品等は、お好みのものを設置してください（退去の際は撤去をお願いします）。

※ 30 日以内に入居できないときは、「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）入居延期願書**」（30, 31 ページ）を提出してください。

② 住民登録

- ・役場住民課住民係において住民登録を必ず行ってください。

※町営住宅等の住所（方書：町営住宅名・部屋番号）

○釜ヶ淵町営住宅 1 号棟～4 号棟 ※部屋番号例「1A-101」

〒930-0241 立山町道源寺 600 番地 釜ヶ淵町営住宅 部屋番号

○上米沢町営住宅 1 号棟・2 号棟 ※部屋番号例「1-101」

〒930-3265 立山町米沢 32 番地 上米沢町営住宅 部屋番号

○下米沢町営住宅 1 号棟～3 号棟 ※部屋番号例「1-101」

〒930-3265 立山町米沢 1 番地 下米沢町営住宅 部屋番号

○芦峯寺町営住宅 1 号棟・2 号棟（戸建住宅）

〒930-1406 立山町芦峯寺 3 番地 芦峯寺町営住宅 棟番号

○特定公共賃貸住宅 釜ヶ淵 5 号棟 ※部屋番号例「5A-101」

〒930-0241 立山町道源寺 600 番地 釜ヶ淵町営住宅 部屋番号

3. 入居者の方で申し込んでください

① 電気・ガス・水道の申込み

申込み先は、下記のとおりです。

種類	住宅名	申込み先	電話番号	備考
電気	すべて	北陸電力株式会社	0120-776-453	https://www.rikuden.co.jp/info/inquiry.html
ガス	釜ヶ淵	JA 全農とやま アルプスガスセンター	076-463-1132	※単身者向け住宅、特公賃 はオール電化
	上米沢	株式会社森井工務所	076-463-1347	
	下米沢	株式会社藤井住宅設備	076-463-0288	
水道	すべて	役場 水道課	076-462-9960	
下水道	すべて	中新川広域行政事務組合 下水道課	076-464-1315	

※・芦峯寺住宅

- ・釜ヶ淵町営住宅（高齢者単身入居者向け）
- ・特定公共賃貸住宅（釜ヶ淵5号棟）

はオール電化住宅です。

※水道は、水道使用開始届を提出し、開栓手数料 1,000 円を納入していただきます。

※下水道の使用開始届は役場水道課の窓口でも提出することができます。

② 電話の設置を希望される方は、下記へお問い合わせください。

116 番（9 時～17 時）

携帯・PHS からは 0800-2000116（9 時～17 時）

※土日・祝日も受付（12/29～1/3 は休業）

③ Net3（ケーブルテレビ）加入を希望される方は、

下記へお問い合わせください。

Net3 076-474-9211

役場企画政策課企画広報係 076-462-9968

Ⅲ 費用の負担

1. 住宅の修繕

住宅の修繕は、入居者の方の費用で行っていただくものと町で行うものがあります。

◇入居者の方が負担するもの

- ・破損による修繕（入居者の過失によるもの）
- ・落書きやタバコによる修繕
- ・換気扇や排水口等の掃除
- ・畳の表替え
- ・その他、消耗品の交換、常時手入れや修理を必要とするもの

◇町が負担するもの

- ・住宅の基礎（土台、柱、屋根など）主要構造部分の破損
- ・給排水施設、電気施設、ガス施設などの破損

※ただし、入居者の方の不注意等によって損傷を与えた場合は、入居者の方で負担していただきます。

2. その他の費用

下記の費用は、入居者の方で負担してください。

- ・各戸の電気代、ガス代、水道代、下水道代 等
- ・汚物、ごみの処理に要する費用
- ・共同施設の使用に要する費用
集会場、外灯・階段灯などの電気料、共同水栓の水道料、
団地敷地内の清掃・除草に要する費用
- ・除雪に要する費用

Ⅳ 家賃

1. 家賃の納付

◇家賃の納付期間

「入居可能日」から退去の日まで

※ 月途中の「入居可能日」又は退去の場合は、日割り計算をします。

計算の仕方（100円未満切捨て）

【入居時】 $\frac{1 \text{ カ月分の家賃} \times (\text{その月の日数} - \text{「入居可能日」} + 1)}{\text{その月の日数}}$

【明渡し時】 $\frac{1 \text{ カ月分の家賃} \times \text{退去の日}}{\text{その月の日数}}$

◇家賃の引落とし

毎月月末（その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）

※領収書は、通帳への印字をもって代えます。

※預金不足で引落としできなかった場合は、「督促状」を送付しますので、直ちに納付してください。

2. 家賃の決定

町営住宅の家賃は、入居者の方の収入と住宅の状況などによって、毎年度、個別に計算しています。

特別公共賃貸住宅の家賃は、入居者の方の収入の状況によって、毎年度、個別に計算しています。

◇収入申告書の提出

町営住宅等は、入居者の方の収入などによって家賃を決定しています。

そのため、毎年「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）入居者収入申告書**」（32、33ページ）を提出していただきます。記入用の申告書などは、役場から送付いたします。

【添付書類】

- (1) 世帯全員分の所得証明書
- (2) 世帯全員分の住民票
- (3) 障害のある方は、障害者手帳などの写し
- (4) 同居親族以外で扶養親族のある方は、それを証する書類

- ※(1)、(2)の書類は、同意書の提出をもって代えることができます。
- ※上記書類の提出がない場合は、算定できないため、近傍同種の家賃（高い家賃）となります。

◇家賃算定基準日と適用

毎年10月1日現在の扶養などの状況と上記の収入申告書によって算定し、決定した家賃は、翌年度4月から適用します。

◇家賃の再認定

町営住宅入居者の方については、上記によって決定した家賃について、意見がある場合、申し出ることができます。家賃の決定通知を受けた日から30日以内に「**収入認定意見申出書**」(34ページ)に再認定について必要な書類を添付し提出してください。理由があると認定した場合、家賃の再認定をします。

3. 滞納

町営住宅等の建設費などは、国の補助や町の財源（税金）などで賄われており、家賃に上乗せされているわけではないために、低額な家賃が実現しています。この事実を忘れず、**滞納は絶対にしないでください。**

- ・ 納期までに納付されない方には、督促状、催告状、電話督促などを行います。
- ・ 3か月以上滞納された場合は、住宅の明渡しを請求する場合があります。
- ・ 滞納が続くようであれば、連帯保証人に連絡し、滞納家賃の請求を行います。

※誠実な態度、対応が見られない場合や、明渡し要求に応じない場合は法的手段を採ることになります。

※滞納額が大きくなる前に、役場建設課建築住宅係
(連絡先 462-9976) へ相談してください。

4. 町営住宅入居者の方で収入が多くなった方

- ◇「収入超過者」に認定（家賃算定の際に併せて通知します。）
 - ・「収入超過者」に認定された方は、公営住宅法に基づき家賃が割増しされます。
 - ・「収入超過者」に認定された方には、住宅の**明渡し努力義務**が発生します。
 - ※下記の要件を全て満たす方
 - 入居後3年以上経過した方
 - 入居収入基準額を超える収入のある方

- ◇「高額所得者」に認定（家賃算定の際に併せて通知します。）
 - ・「高額所得者」に認定された方は、近傍同種の家賃となります。
 - ・「高額所得者」に認定された方には、**明渡しを請求**する場合があります。
 - ※下記の要件を全て満たす方
 - 5年以上引き続いて入居されている方
 - 月収が最近2年間引続き公営住宅法施行令に定める基準額を超えている方

町営住宅は、所得が少なく住宅に困っている方のために、低額な家賃で住宅を賃貸することを目的としています。

そのため、ある程度所得を得るようになった方には、真に住宅を必要とする方のためにも、明渡しにご協力いただくこととなります。

5. 家賃の減免、徴収猶予

入居者の方が病気にかかるなど、特別な事情がある場合は、家賃の減免、徴収の猶予の申請ができます。

役場建設課建築住宅係までご相談ください。



V 住宅の明渡し請求

入居者の方が、下記のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡しを請求することがあります。ご注意願います。

- ① 不正な行為によって入居したとき
- ② 家賃を3か月以上滞納したとき
- ③ 町営住宅等や共同施設を故意に壊したとき
- ④ 正当な理由なし（「町営住宅（特別公共賃貸住宅）不在届」の提出なし）に15日以上町営住宅等を使用しないとき
- ⑤ 承認を得ずに、入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき
- ⑥ 住宅の使用名義人が死亡又は退去したにもかかわらず、承継の手続きをせずに同居親族のみが居住しているとき
- ⑦ 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき
- ⑧ 承認を得ずに住宅の一部を住宅以外の用途に使用したとき
- ⑨ 住宅の全部を住宅以外の用途に使用したとき
- ⑩ 承認を得ずに、住宅の模様替え又は増築をしたとき
- ⑪ 周辺環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- ⑫ 入居者や同居者が暴力団員であることが判明したとき

●明渡し請求を受けた場合は、下記の損害賠償金を支払っていただきます。

《①によって明渡し請求を受けた場合》

- 入居した日から明渡し請求の日まで
近傍同種家賃と支払った家賃の差額に法定利率による支払期後の利息を付した額
- 明渡し請求の翌日から明渡しの日まで
近傍同種家賃の2倍の額

《②～⑫によって明渡し請求を受けた場合》

- 明渡し請求を受けた日の翌日から明渡しの日まで
近傍同種家賃の2倍の額

(例) 令和7年度釜ヶ淵4号棟Aタイプの場合

近傍同種家賃は、117,400円

よって、②～⑫により明渡し請求を受けた場合は、

明渡しの日まで毎月234,800円を支払っていただきます。

●①～⑫以外では、

- ・「収入超過者」に認定された方には明渡し努力義務が発生します。
- ・「高額所得者」に認定された方には明渡しを請求することがあります。

VI 届出

1. 連帯保証人を変更しなければいけないとき

下記のいずれかの事実が発生したときは、直ちに連帯保証人の変更手続きをしてください。

- ・連帯保証人の住所が不明になったとき
- ・連帯保証人が被後見人、被保佐人又は被補助人の審判を受けたとき
- ・連帯保証人が任意後見契約の委任者で、任意後見監督人が選任されたとき
- ・連帯保証人に失業などで保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき
- ・連帯保証人が死亡したとき

◇「**町営住宅（特別公共賃貸住宅）連帯保証人変更承認申請書**」（35, 36 ページ）を提出してください。

【添付書類】

- (1) 変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 変更後の連帯保証人の所得証明書

※上記の理由がなくても、入居者の方などの事情で連帯保証人を変更することができます。その場合も同様の手続きが必要です。

2. 連帯保証人の住所などが変わったとき

◇「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）連帯保証人住所等変更届**」（37, 38 ページ）を提出してください。

【添付書類】

- (1) 変更を証する書類

3. 同居親族が増えるとき（出生を除く。）

◇「**町営住宅（特別公共賃貸住宅）同居承認申請書**」（39, 40 ページ）を提出してください。

【添付書類】

- (1) 新たに同居させようとする方の所得証明書
- (2) 新たに同居させようとする方の納税証明書

4. 住宅の名義人を変更するとき

◇「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）入居承継申請書**」（41, 42 ページ）を提出してください。

【添付書類】

- (1) 「町営住宅（特定公共賃貸住宅）入居請書」
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 変更後の入居者全員の住民票（続柄のわかるもの）
- (4) 変更後の入居者全員の所得証明書
- (5) その他必要とされる書類

5. 同居親族に異動があったとき（出生、転出、死亡）

◇「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）同居親族異動届**」（43, 44 ページ）を提出してください。

【添付書類】

- (1) 異動を証する書類

6. お住まいの住宅を 15 日以上使用しないとき

◇「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）不在届**」（45, 46 ページ）を提出してください。
※家賃が減免されるものではありません。

7. お住まいの住宅の用途を一部変更するとき

原則、住居以外の使用は禁止です。ただし、身体障害者の方があん摩や鍼灸の営業を行う場合など真にやむを得ない場合に限って、管理上支障がないと認められる範囲で承認する場合があります。

◇「**町営住宅（特別公共賃貸住宅）用途一部変更承認申請書**」（47, 48 ページ）を提出してください。

【添付書類】

- (1) お住まいの棟に居住するすべての入居者の方とお住まいの住宅の代表者（区長又は班長）の方の同意書（様式任意）
- (2) 用途を変更しようとする部分の設計図

8. お住まいの住宅を模様替え・増築するとき

原則、模様替え・増築は禁止です。町が認めた場合のみ行うことができますが、明渡しの際に、撤去及び原状回復を必ず行っていただき、その費用はすべて入居者の方の負担となります。

◇「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）模様替え・増築承認申請書**」（49.50ページ）を提出してください。

【添付書類】

- (1) 模様替え又は増築しようとする部分の設計図（平面図、配置図）
- (2) 増築の場合は、近隣の入居者の方の同意書（様式任意）

※造作買取請求権及び有益費用償還請求権の行使は認めません。



Ⅶ 駐車場、自治会、環境の美化など

1. 駐車場

◇「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用許可申請書**」（26、27ページ）を「町営住宅（特定公共賃貸住宅）入居者収入申告書」（7ページ）と一緒に提出してください。

【添付書類】

自動車検査証の写し

※1戸あたり駐車可能台数

町営住宅 1台

特定公共賃貸住宅 2台

2. 自治会など

町営住宅は、団地でひとつの自治会となっています。自治会は、住民の総意に基づいて運営され、よりよい住環境を生み出すものです。自治会などの活動には進んで参加してください。

3. 環境の美化

団地敷地内の清掃、樹木の愛護、ごみの処理などは入居者同士で協力して行い、環境を美しく保ちましょう。団地内で行われる除草、溝掃除、階段室の掃除、除雪などは率先して参加、協力してください。

4. 騒音の防止

ラジオ、テレビ、楽器などの音量は、常識的範囲におさえ、近隣の迷惑とならないようにしてください。

また、生活音など、どんなに気をつけても漏れる音もあります。同じ建物での共同生活ということを踏まえ、譲り合う心を忘れないでください。

5. ペット

ペットの飼育は、禁止です。
また、野良犬や野良猫などへの餌やりも禁止です。

6. 階段、廊下

階段、廊下などは予想以上に足音が大きく響きます。無用な騒音をたてないように注意してください。

7. 屋上

屋上には、上がらないでください。

町営住宅等は共同生活の場です。明るく快適な生活ができるよう、お互いに譲り合い、助け合い、美しく文化的な団地であるよう努めてください。

周辺環境を乱したり、他の方に迷惑を及ぼす行為をする方には住居を明渡していただきます（立山町営住宅条例第 44 条、立山町特定公共賃貸住宅条例第 30 条）。



Ⅷ 各戸

1. 表札

表札をつけてください。また、集合郵便箱にも名前を表示してください。

2. 鍵

鍵は、なくさないよう注意してください。紛失された場合は、入居者の方の費用で錠ごと取り替えていただきます。

3. 玄関

玄関土間は防水をしてないため、水を流さないでください。

玄関先にガス、水道などのメーターが設置してある場合は、検針の妨げになるものを置かないようにしてください。

4. 室内

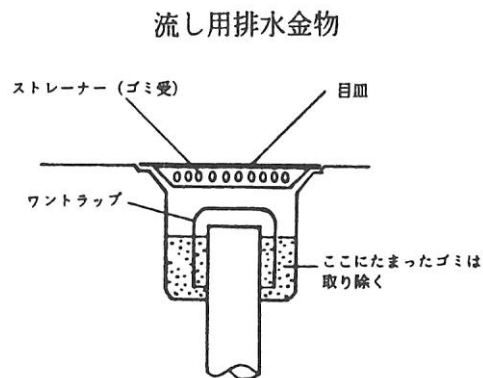
木炭やガスなどを使用する場合は、換気を十分にし、中毒などに気をつけてください。


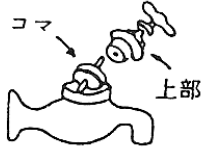
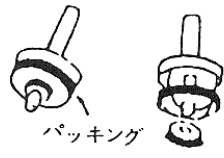
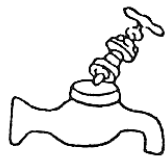
5. 台所

流し台は、傷つきやすいもので磨かないでください。ごみは絶対に流さないでください。誤ってごみを流し、つまった場合は、目皿とワントラップをはずし、取り除いてください。

換気扇などは定期的に掃除をしてください。

台所の床などは防水処理されていません。水などをこぼした場合は、階下まで水浸しとなることもあります。このような場合、建物の原状回復と階下の方などへの損害の賠償に要する費用などは、全額、当該入居者の方に負担いただきます。

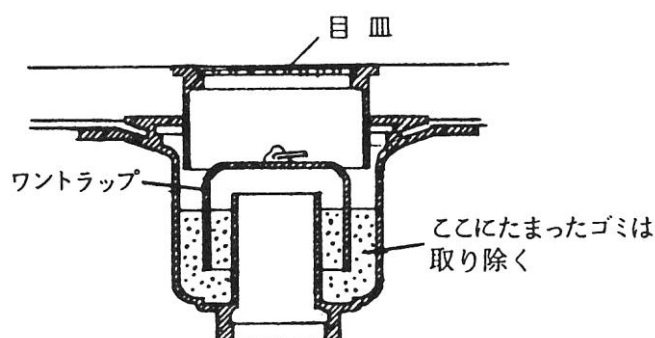


<p style="text-align: center;">口金漏水の場合 パッキングはご家庭で簡単になおせます</p>			
1		<p>まず、元せん(水どめ)を止める。 次にスパナ・ペンチなどで蛇口の上部をゆるめる。</p>	3
2		<p>上部をはずすとコマが残るので、これをとりだす。</p>	4
			<p>コマの下にパッキングがついている。このパッキングを図のように新しいものと、とりかえる。</p>
			<p>コマの上部の穴に入れ、落ちないように斜めにしながら、かぶせる。最後に上部をしめると水は完全にとまります。</p>

6. 浴室

換気を十分に行い、カビの発生や中毒に注意してください。

ごみがたまった場合は、床排水トラップの目皿とワントラップをはずして、ごみを取り除いてください。



7. 洗濯機の使用

洗濯機は、入居者の方で準備してください

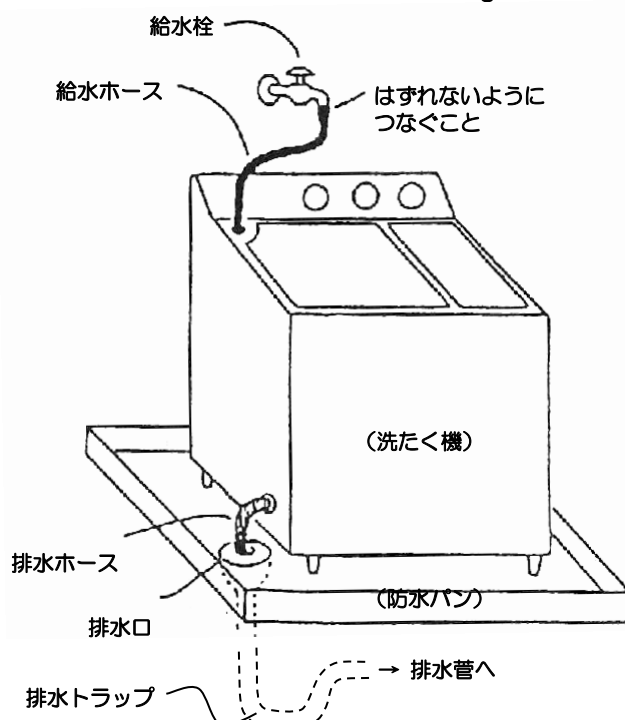
洗濯機を使用しない時は、給水栓を必ず止めてください。

ホースとの接続は、はずれないようにしっかり締めてください。

排水ホースは、常時、排水口につないだままにしてください。

排水ホースの継ぎ足しは、水漏れの原因となるため禁止します。

水漏れなどをして階下などにまで被害が及んだ場合は、建物の原状回復と階下の方などへの損害の賠償に要する費用などは、全額、当該入居者の方に負担いただきます。



8. トイレ

紙おむつ、新聞紙などトイレトーパー以外のものは絶対に流さないでください。

上階で水に溶けないものを流すと1階でつまり、階下の方に迷惑を及ぼすこともあります。このように、排水をつまらせたり、他の方に迷惑を及ぼした場合は原状回復と迷惑を及ぼした方への損害の賠償に関する費用などは、全額、当該入居者の方に負担いただきます。

便器の掃除に、強い薬品は使用しないでください。

9. ベランダ

ベランダの排水口は、雨水を流すためにあります。水をまいたりほしないでください。階下への漏水につながります。

ベランダに物置などを置かないでください。

避難用マンホールや隣戸との仕切板は避難口となります。邪魔になる物は絶対に置かないでください。

転落事故には、十分に気をつけてください。

10. エアコンディショナー

取付けにあたり、建物に原状回復できないほどの損傷を与えないでください。

11. 結露

コンクリートの住宅は、気密性が高く、湿気がこもり、結露となりやすいものです。

換気は、十分に行ってください。特に冬季は、想像以上の結露をする場合があります。換気と、結露のふき取りを常に心がけてください。

※冬季に一室のみを暖房し必要以上に暖かくすると、暖房しない部屋、階下や隣の住居にまで結露を引き起こします。常に換気をしてください

※押入れなどの換気も十分にしてください（閉めきりにしないでください。）。

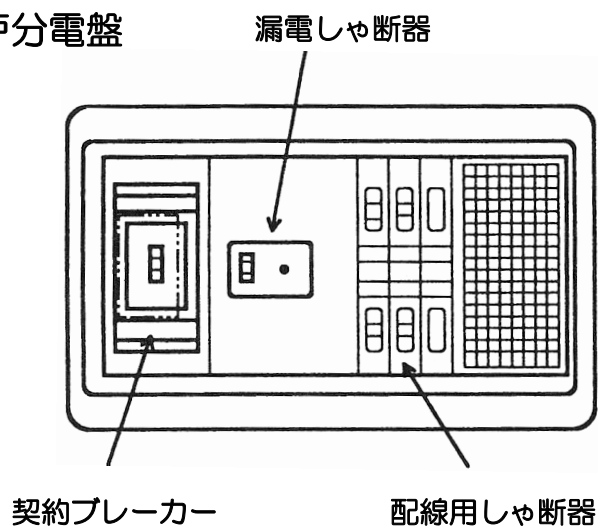
※家具などを窓際に置かず、壁から5cm程度離して置いてください。

12. 電気

各戸の玄関上部に安全器とブレーカーがあります。

入居者の方(専門業者以外)による電気工事などは絶対にしないでください。

各戸分電盤



●契約ブレーカー

一度に契約容量以上の電気を使用したときに自動的に電気が切れます。

●漏電しゃ断器

漏電を瞬時に感知して電気を止める安全の見張り番です。

●配線用しゃ断器

屋内の回路に一つずつついています。回路に事故が起きて大きな電流が流れると、しゃ断器が切れ、回路に流れる電流をとめます。

13. ガス

ガスの使用については、事故がないよう換気などに十分に注意してください。日々の手入れを怠らないようにしてください。

14. その他

団地内において、営利目的の広告や特定政党のポスターなどの掲示は禁止します。



Ⅸ 退去の手続き

住宅を退去されるときは、1 か月程度前に役場建設課建築住宅係に連絡してください。 電話番号 076-462-9976

1. 7日前までに

退去日の7日前までに下記の手続きを行ってください。

- ① 「**町営住宅（特定公共賃貸住宅）明渡し届**」(51, 52 ページ)を提出してください。
 - ・記入漏れのないよう注意してください。
- ② 「**口座振替払申出書**」を提出してください。
 - ・記入漏れのないよう注意してください。
 - ・敷金清算の際に必要です。
- ③ 「**同意書**」を提出してください（入居時に未提出の場合）。
 - ・記入漏れのないよう注意してください。
 - ・敷金を入居者の方が負担する修繕料に充当することに同意する旨の書類です。

2. 退去日までに

- ① 家賃納付の確認をしてください。
 - ・滞納家賃がある場合は、直ちに納付してください。
納付できない場合は、役場建設課建築住宅係に連絡してください。
- ② 電気・ガス・水道など
 - ・入居者の方で、停止の連絡、料金の精算などを行ってください。
(申込み先は5ページを参照してください。)
- ③ 住宅の片づけ
 - ・原状復帰をお願いします。
ごみ集積場に出せない大型ごみや、ごみが大量にある場合は、処理施設へ持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。

<処理施設>

種類	施設名	住所	電話
可燃ごみ	富山地区広域圏 クリーンセンター	立山町末三賀 103-3	076-462-1187
不燃ごみ	富山地区広域圏 リサイクルセンター	富山市辰尾 170-1	076-429-3121
リサイクル 小型家電	立山町環境センター	立山町上金剛寺 210	076-463-0780

※搬入する際は、事前に施設へ連絡をお願いします。

※ごみの分別等で不明なことがあれば、役場住民課環境地域安全係
(TEL 076-462-9963) までお問い合わせください。

3. 退去時の検査

修繕箇所と修繕料の負担分の確認のため、入居者の方が立会いのもと、検査を行います。

検査の日を役場建設課建築住宅係と調整してください。

検査の際は、入居者の方の荷物がすべて搬出された状態にしてください。

4. 修繕料

退去時の検査の際に確認した、入居者の方が負担する修繕料について後日、内訳を送付いたします。

修繕料が敷金額以下の場合は、敷金残額をお返し（口座振替）し、敷金以上となった場、請求書（納付書）を送付いたします。

請求書（納付書）が送付された場合は、最寄りの金融機関でお支払いください。

下記の費用については、入居年数にかかわらず入居者の方の負担となります。

※ご自身で業者に依頼を希望される場合は、事前にご相談ください。

①畳の表替えに要する費用（畳を新設する場合は表替えの費用のみ）

1枚あたり 約 14,040円（R8時点）

②ハウスクリーニングに要する費用

標準 約 111,570円～（R8時点）※部屋の広さや汚れ具合によって変動します。

※上記の各単価はあくまで目安であり、年度により多少変動があります。

③入居者の責に帰すべき事由による修繕に要する費用

1. 障子・襖の破損（落書き、破れなど）

障子張替え 1枚当たり約 5,560円（R8時点）

襖片面張替え 1枚当たり約 11,220円（R8時点）

2. ガラスの破損、壁の破損（落書き、汚れが落ちないため貼替え）

3. 畳の入替え（畳床がへこみや傷んでいる場合など）

④入居者が設置した機器の撤去処分や残置物の処分に要した費用
設置した器具の撤去と原状回復に要する費用

入居者が設置した器具については、原則ご自身で撤去し、原状回復してください。

照明器具、エアコン設備、ネットワーク環境・・・等

○こんなとき・・・

	提出書類等	添付書類
入居が決まった (P3～P5) ※役場へ持参	(1)「町営住宅(特定公共賃貸住宅)入居請書」(P24,25)	①入居決定者の印鑑登録証明書 ②連帯保証人の印鑑登録証明書 ③連帯保証人の所得証明書
	(2)敷金の納入	
	(3)口座振替依頼書(2種類)	
	(4)「町営住宅(特定公共賃貸住宅)駐車場使用許可申請書」(P26,27)	自動車検査証の写し
連帯保証人を変更する(したい) (P11)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)連帯保証人変更承認申請書」(P35,36)	①変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書 ②変更後の連帯保証人の所得証明書
連帯保証人の住所などが変わった (P11)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)連帯保証人住所等変更届」(P37,38)	変更を証する書類
同居親族が増える(出生除く) (P11)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)同居承認申請書」(P39,40)	①新たに同居させようとする方の所得証明書 ②新たに同居させようとする方の納税証明書
名義人を変更する(したい) (P12)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)入居承継申請書」(P41,42)	①「町営住宅(特定公共賃貸住宅)入居請書」 ②連帯保証人の印鑑登録証明書 ③変更後の入居者全員の住民票 ④変更後の入居者全員の所得証明書 ⑤その他必要とされる書類

	提出書類等	添付書類
同居親族に異動があったとき(出生、転出、死亡) (P12)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)同居親族異動届」(P43,44)	異動を証する書類
住宅を15日以上使用しないとき (P12)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)不在届」(P45,46)	
住宅用途の一部を変更するとき(原則禁止) (P12)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)用途一部変更承認申請書」 (P47,48)	①同じ棟に住む方全員の同意書と代表者(区長又は班長)の同意書 ②変更部分の設計書
模様替え・増築をするとき(原則禁止) (P13)	「町営住宅(特定公共賃貸住宅)模様替え・増築承認申請書」 (P49,50)	①模様替え又は増築しようとする部分の設計図(平面図、配置図) ②増築の場合は、近隣の方の同意書
退去する (P20~P21)	(1)「町営住宅(特定公共賃貸住宅)明渡し届」(P51,52) (2)「口座振替払申出書」 (3)「同意書」	

町営住宅入居請書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅の使用許可を受けるに当たって、立山町営住宅条例及び立山町営住宅条例施行規則並びにこれに基づく指示命令を堅く守ります。

連帯保証人は、入居者と連携して家賃その他一切の義務を負担します。

所在地		中新川郡立山町		
住宅名		町営住宅	号棟 号室	
入居決定者	本籍			
	現住所	電話番号		
	氏名	実印	同居者数 人	
	生年月日	年 月 日生		
家賃（月額）		円		
敷金		円（家賃の 3 か月分）		
連帯保証人	現住所	電話番号		
	氏名	実印	入居決定者との 間柄	
	生年月日	年 月 日生		
	勤務先	名称		
		所在地	電話番号	
極度額	円	極度額は、入居の決定若しくは承継又は連帯保証人の変更があったときの近傍同種家賃の 12 か月相当額とする。		

【添付書類】

1. 連帯保証人を設定する場合

- ①入居決定者及び連帯保証人の印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの） 各 1 通
- ②連帯保証人の所得証明書 各 1 通

2. 家賃債務保証委託契約を締結した場合

- ①家賃債務保証委託契約の写し 1 通

【備考】

入居決定のあった日から 10 日以内に、この請書の提出及び敷金の納付を行ってください。

様式第2号（第9条関係）

特定公共賃貸住宅入居請書

年 月 日

立山町長 様

特定公共賃貸住宅の使用許可を受けるに当たって、立山町特定公共賃貸住宅条例及び立山町特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれに基づく指示命令を堅く守ります。

連帯保証人は、入居者と連携して家賃その他一切の義務を負担します。

所 在 地		中新川郡立山町	
住 宅 名		特定公共賃貸住宅 号棟	号室
入居決定者	本 籍		
	現 住 所	電話番号	
	氏 名	実印	同居者数
	生 年 月 日	年 月 日生	人
入 居 者 負 担 額		円	
敷 金		円（入居者負担額の3か月分）	
連帯保証人	現 住 所	電話番号	
	氏 名	実印	入居決定者との間柄
	生 年 月 日	年 月 日生	
	勤 務 先	名 称	
		所 在 地	電話番号
	極 度 額	円	極度額は、入居の決定若しくは承継又は連帯保証人の変更があったときの家賃の12か月相当額とする。

【添付書類】

1. 連帯保証人を設定する場合
 - ①入居決定者及び連帯保証人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 各1通
 - ②連帯保証人の所得証明書 各1通
2. 家賃債務保証委託契約を締結した場合
 - ①家賃債務保証委託契約の写し 1通

【備考】

入居決定のあった日から10日以内に、この請書の提出及び敷金の納付を行ってください。

様式第30号（第59条関係）

町営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営 号棟	住宅 号室
入居者氏名		
電話番号	()	—

町営住宅駐車場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用を希望する町営住宅駐車場	町営 住宅 号棟 号室に係る駐車場		
駐車場使用台数	台		
使用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
自動車	自動車登録番号	種別	車名

【添付書類】

- ① 自動車車検証の写し

様式第24号（第28条関係）

特定公共賃貸住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
入居者氏名	
電話番号	() -

特定公共賃貸住宅駐車場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用を希望する特定公共賃貸住宅駐車場	特定公共賃貸住宅 号棟 号室に係る駐車場		
駐車場使用台数	台		
使用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
自動車	自動車登録番号	種別	車名

【添付書類】

- ① 自動車車検証の写し

様式第5号（第24条関係）

町営住宅入居手続延期願書

年 月 日

立山町長 様

入居予定町営住宅	町営 住宅 号棟 号室
氏名	
電話番号	() -

私は、下記の理由により _____ 年 月 日までに入居手続ができないので、
_____ 年 月 日まで入居手続を延期願います。

理由

様式第5号（第12条関係）

特定公共賃貸住宅入居手続延期願書

年 月 日

立山町長 様

入居予定住宅	特定公共賃貸住宅	号棟	号室
氏名			
電話番号	()	—	

私は、下記の理由により____年 月 日までに入居手続ができないので、
____年 月 日まで入居手続を延期願います。

理由

様式第6号（第24条関係）

町営住宅入居延期願書

年 月 日

立山町長 様

入居予定町営住宅	町営 住宅 号棟 号室
氏名	
電話番号	() -

私は、下記の理由により _____ 年 月 日までに入居できないので、
_____ 年 月 日まで延期願います。

理由

様式第6号（第12条関係）

特定公共賃貸住宅入居延期願書

年 月 日

立山町長 様

入居予定住宅	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
氏名	
電話番号	() -

私は、下記の理由により _____ 年 月 日までに入居できないので、_____ 年 月 日まで延期願います。

理由

町営住宅入居者収入申告書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
入居者氏名				
電話番号	()	-		

立山町営住宅条例第17条第1項の規定により、次のとおり申告します。

1 入居者及び同居者について

	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	該当に○	勤務先・学校（電話）	携帯電話番号	備考
1		本人	年 月 日	障害者 寡婦(夫)			
2			年 月 日	障害者 寡婦(夫)			
3			年 月 日	障害者			
4			年 月 日	障害者			
5			年 月 日	障害者			
6			年 月 日	障害			

2 別居の控除対象配偶者、扶養親族について

	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	該当に○	勤務先・学校（電話）	携帯電話番号	備考
1			年 月 日	障害者			
2			年 月 日	障害者			

【添付書類】

- ② 障害者手帳等の写し
- ③ 立山町営住宅条例施行規則第31条第2項に規定する書類

特定公共賃貸住宅入居者収入申告書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	特定公共賃貸住宅	号棟	号室
入居者氏名			
電話番号	()	—	

立山町特定公共賃貸住宅条例第15条第1項の規定により、次のとおり申告します。

1 入居者及び同居者について

	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	該当に○	勤務先・学校（電話）	携帯電話番号	備考
1		本人	年 月 日	障害者 寡婦(夫)			
2			年 月 日	障害者 寡婦(夫)			
3			年 月 日	障害者			
4			年 月 日	障害者			
5			年 月 日	障害者			
6			年 月 日	障害			

2 別居の控除対象配偶者、扶養親族について

	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	該当に○	勤務先・学校（電話）	携帯電話番号	備考
1			年 月 日	障害者			
2			年 月 日	障害者			

【添付書類】

- ④ 障害者手帳等の写し
- ⑤ 立山町特定公共賃貸住宅条例施行規則第15条第2項に規定する書類

様式第14号（第31条関係）

収入認定意見申出書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
入居者氏名				
電話番号	()	-		

収入認定通知を受けましたが、下記の通り意見がありますのでその内容を証する書類を添えて、申し出ます。

1 意見の趣旨

1	私又は同居親族の収入に関すること。
2	同居親族、扶養親族の増加又は減少に関すること。
3	その他

※該当する番号に○

2 意見の内容

--

【添付書類】

必要に応じて

- ① 所得証明書、退職証明書（離職票）等収入に関する書類
- ⑥ 住民票等異動を証する書類

様式第3号（第23条関係）

町営住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営住宅 号棟 号室
入居者氏名	印
電話番号	() -

連帯保証人の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
連帯保証人は、入居者と連携して家賃その他一切の義務を負担します。

現在の連帯保証人	住 所			
	氏 名			
変 更 事 由				
変更後の連帯保証人	住 所	電話番号		
	氏 名	実印	入居者との間柄	
	生 年 月 日	年 月 日生		
	勤 務 先	名 称		
		所在地	電話番号	
極 度 額	円	極度額は、連帯保証人の変更があったときの 入居者近傍同種家賃の12か月相当額とする。		

【添付書類】

- ① 変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの） 1通
- ② 変更後の連帯保証人の所得証明書 1通
- ③ 様式第3号（第11条関係）

様式第3号（第11条関係）

特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
入居者氏名	印
電話番号	() -

連帯保証人の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
連帯保証人は、入居者と連携して家賃その他一切の義務を負担します。

保証人 現在の 連帯	住 所			
	氏 名			
変 更 事 由				
変更後の 連帯保証人	住 所	電話番号		
	氏 名	実印	入居者との間柄	
	生 年 月 日	年 月 日生		
	勤 務 先	名 称		
		所在地	電話番号	
極 度 額	円	極度額は、連帯保証人の変更があったときの 入居者家賃の12か月相当額とする。		

【添付書類】

- ① 変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの） 1通
- ② 変更後の連帯保証人の所得証明書 1通

様式第4号（第23条関係）

町営住宅連帯保証人住所等変更届

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営 住宅 号棟 号室
入居者氏名	
電話番号	() -

次のとおり連帯保証人の住所等の変更を届け出ます。

連帯保証人氏名		
変更内容（該当に○）		住所 勤務先 氏名
該 当 欄 に 記 入	新住所	電話番号
	新勤務先	電話番号
	新氏名	

【添付書類】

- ① 変更を証する書類

様式第4号（第11条関係）

特定公共賃貸住宅連帯保証人住所等変更届

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
入居者氏名	
電話番号	() -

次のとおり連帯保証人の住所等の変更を届け出ます。

連帯保証人氏名		
変更内容（該当に○）		住所 勤務先 氏名
該 当 欄 に 記 入	新住所	電話番号
	新勤務先	電話番号
	新氏名	

【添付書類】

- ② 変更を証する書類

町営住宅同居承認申請書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
入居者氏名				
電話番号	()	-		

立山町営住宅条例第14条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、承認された後は、立山町営住宅条例及び立山町営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、私が町営住宅を退去するときは、同居者も同時に退去することを誓約します。

現在居住している人数		人					
同居させようとする者	(ふりがな) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	収入	勤務先	暴力団員
			男・女	・ ・	有・無	名称 住所 電話番号	該当・非該当
			男・女	・ ・	有・無	名称 住所 電話番号	該当・非該当
			男・女	・ ・	有・無	名称 住所 電話番号	該当・非該当
同居させようとする理由（具体的に）							

【添付書類】

- ① 同居させようとする者の所得証明書 1通
- ② 同居させようとする者の納税証明書 1通

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸住宅	号棟	号室
入居者氏名			
電話番号	()	-	

立山町特定公共賃貸住宅条例第27条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、承認された後は、立山町特定公共賃貸住宅条例及び立山町特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、私が特定公共賃貸住宅を退去するときは、同居者も同時に退去することを誓約します。

現在居住している人数		人					
同居させようとする者	(ふりがな) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	収入	勤務先	暴力団員
			男・女	・ ・	有・無	名称 住所 電話番号	該当・非該当
			男・女	・ ・	有・無	名称 住所 電話番号	該当・非該当
			男・女	・ ・	有・無	名称 住所 電話番号	該当・非該当
同居させようとする理由（具体的に）							

【添付書類】

- ① 同居させようとする者の所得証明書 1通
- ② 同居させようとする者の納税証明書 1通

町営住宅入居承継申請書

年 月 日

立山町長 様

申請者	入居者氏名	
	電話番号	() -

立山町営住宅条例第15条の規定により次のとおり申請します。

なお、家賃の納付その他の前使用名義人の入居者としての一切の義務を引き継ぎます。

町営住宅名		町営		住宅		号棟		号室	
前使用名義人									
新使用名義人									
変更前の居住者	氏名	申請者との間柄	生年月日	収入	勤務先	暴力団員			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
変更後の居住者	氏名	申請者との間柄	生年月日	収入	勤務先	暴力団員			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
			・ ・	有・無		該当・非該当			
使用名義人変更の理由									

【添付書類】

- ① 町営住宅入居請書及び申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- ② 変更後の入居者全員の住民票（続柄の記載があるものに限る。） 1通
- ③ 変更後の入居者全員の所得証明書 1通
- ④ その他必要な書類

特定公共賃貸住宅入居承継申請書

年 月 日

立山町長 様

申請者	入居者氏名	
	電話番号	() -

立山町特定公共賃貸住宅条例第 28 条の規定により次のとおり申請します。

なお、家賃の納付その他の前使用名義人の入居者としての一切の義務を引き継ぎます。

町営住宅名	特定公共賃貸住宅		号棟	号室		
前使用名義人						
新使用名義人						
変更前の居住者	氏名	申請者との間柄	生年月日	収入	勤務先	暴力団員
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
変更後の居住者	氏名	申請者との間柄	生年月日	収入	勤務先	暴力団員
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
			. .	有・無		該当・非該当
使用名義人変更の理由						

【添付書類】

- ① 特定公共賃貸住宅入居請書及び申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- ② 変更後の入居者全員の住民票 (続柄の記載があるものに限る。) 1 通
- ③ 変更後の入居者全員の所得証明書 1 通
- ④ その他必要な書類

様式第9号（第27条関係）

町営住宅同居親族異動届

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
入居者氏名				
電話番号	()	-		

同居親族に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者の氏名	入居者との間柄	異動年月日	異動の事由	転出先の住所
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

【添付書類】

- ① 異動を証する書類（住民票又は住民除票）

様式第 2 2 号 (第 2 4 条関係)

特定公共賃貸住宅同居親族異動届

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
入居者氏名	
電話番号	() -

同居親族に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者の氏名	入居者との間柄	異動年月日	異動の事由	転出先の住所
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

【添付書類】

- ① 異動を証する書類 (住民票又は住民除票)

様式第10号（第28条関係）

町営住宅不在届

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
入居者氏名				
電話番号	()	-		

私は、下記の理由により _____ 年 ____ 月 ____ 日から _____ 年 ____ 月 ____ 日
までの間上記町営住宅を不在にしますので届け出ます。

理由

様式第17号（第19条関係）

特定公共賃貸住宅不在届

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸	号棟	号室
入居者氏名			
電話番号	()	—	

私は、下記の理由により _____ 年 ____ 月 ____ 日から _____ 年 ____ 月 ____ 日
までの間上記特定公共賃貸住宅を不在にしますので届け出ます。

理由

様式第11号（第29条関係）

町営住宅用途一部変更承認申請書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
入居者氏名				
電話番号	()	-		

住宅の用途の一部変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、用途の一部変更にあたっては、立山町営住宅条例及び立山町営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、近隣の入居者に迷惑を及ぼすことのないよう誓約します。

現使用住宅		町営	住宅	号棟	号室		
		構造	造	面積	m ²		
用途	変更前						
	変更後						
用途を変更しようとする部分							
用途変更の期間		年	月	日から	年	月	日まで
用途変更の理由							

【添付書類】

- ① 用途変更をしようとする棟に居住するすべての入居者及び当該町営住宅の代表者の同意書（様式任意）
- ② 用途を変更しようとする部分の設計図

様式第18号（第20条関係）

特定公共賃貸住宅用途一部変更承認申請書

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸	号棟	号室
入居者氏名			
電話番号	()	-	

住宅の用途の一部変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、用途の一部変更に当たっては、立山町営住宅条例及び立山町特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、近隣の入居者に迷惑を及ぼすことのないよう誓約します。

現使用住宅		特定公共賃貸	号棟	号室
		構造	造	面積 m ²
用途	変更前			
	変更後			
用途を変更しようとする部分				
用途変更の期間		年 月 日から	年 月 日まで	
用途変更の理由				

【添付書類】

- ① 用途変更をしようとする棟に居住するすべての入居者及び当該町営住宅の代表者の同意書（様式任意）
- ② 用途を変更しようとする部分の設計図

様式第12号（第30条関係）

町営住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

立山町長 様

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
入居者氏名				
電話番号	()	-		

町営住宅の模様替え・増築の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、模様替え・増築は原状回復又は撤去が容易であるものとし、当該町営住宅を明け渡すときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行うこと並びに造作買取請求権及び有益費償還請求権を行使しないことを誓約します。

町営住宅名	町営	住宅	号棟	号室
所在地				
模様替え・増築の用途等	用途			
	面積	m ²		
	構造			
	施工者名			
	工事施工期間			
	使用期間			

【添付書類】

- ① 様替え又は増築をしようとする部分の設計図（平面図、配置図）
- ② 増築をするときは、近隣入居者の同意書（様式任意）

様式第19号（第21条関係）

特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
入居者氏名	
電話番号	() -

特定公共賃貸住宅の模様替え・増築の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、模様替え・増築は原状回復又は撤去が容易であるものとし、当該町営住宅を明け渡すときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行うこと並びに造作買取請求権及び有益費償還請求権を行使しないことを誓約します。

住宅名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室	
所在地		
模様替え・増築の用途等	用途	
	面積	m ²
	構造	
	施工者名	
	工事施工期間	
	使用期間	

【添付書類】

- ① 模様替え又は増築をしようとする部分の設計図（平面図、配置図）
- ② 増築をするときは、近隣入居者の同意書（様式任意）

様式第23号（第26条関係）

特定公共賃貸住宅明渡し届

年 月 日

立山町長 様

住宅名	特定公共賃貸住宅 号棟 号室
入居者氏名	
電話番号	() -

特定公共賃貸住宅を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

明渡しの日	年 月 日
明渡しの理由	1 住宅新築等 2 民間の借家・アパート 3 移転（町営住宅建替え事業・住戸改良） 4 その他（ ）
転居先の住所	〒 - 電話（ ） -
勤務先又は連絡先	〒 - 電話（ ） -

※事務処理欄 以下は立山町で記入

	有無	有の場合の措置状況
家賃滞納	有・無	
増築物等	有・無	
住宅の損傷	有・無	

立山町営住宅集会所管理要領

(目的)

第1条 立山町営住宅集会所（以下「集会所」という。）は、町営住宅入居者相互の親睦を図り、共同の福祉の増進に寄与することを目的として設置する。

(設置)

第2条 集会所の名称等は、次のとおりとする。

名称	位置
町営釜ヶ淵住宅集会所	立山町道源寺 600 番地
町営上米沢住宅集会所	立山町米沢 32 番地
町営下米沢住宅集会所	立山町米沢 1 番地

(集会所管理者)

第3条 集会所の管理者（以下「管理者」という。）は、自治会長（自治会組織のない住宅団地にあつては、当該町営住宅代表者）とする。

2 管理者は、この要領に従い、常に善良かつ公平に集会所を管理しなければならない。

(使用手続き)

第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ町営住宅集会所使用申込書（別記様式）を管理者に提出し、その許可を得なければならない。

2 管理者は、使用の申込みがあつた時は、立山町建設課建築住宅係にその旨を連絡しなければならない。

3 管理者は、第1項の町営住宅集会所使用申込書を保管しなければならない。

(使用の不許可)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可してはならない。

(1) 団地生活の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とすると認められるとき。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に該当する場合は、この限りではない。

(3) 営利を目的とすると認められるとき。

(4) 宿泊の用に供するとき。

(5) その他集会所の管理上支障があると認められるとき。

(使用者の義務)

第6条 第4条第1項の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる内容を厳守し、使用後は、速やかに管理者の確認を受けなければならない。

(1) 保安上又は衛生上、危険又は有害なものを持ち込まない。

(2) 火災等の事故防止のため、火気を使用するときは、十分に注意する。

(3) 使用後は、清掃及び整頓を行う。

(4) 使用後は、必ず施錠し、鍵を管理者へ返還する。

- (5) 集会所を毀損しない。
- (6) 集会所備付け器具その他の物品を滅却又は毀損しない。
- (7) 近隣の者の迷惑となる行為を行わない。

(費用の負担)

第7条 集会所に係る電気料、ガス料、水道料、下水道使用料、汚物及びじんかい処理料その他集会所の使用に必要な経費は、自治会（自治会組織のない住宅団地にあっては、当該町営住宅入居全世帯）が負担しなければならない。

(修繕費の負担)

第8条 集会所に係る畳の表替え、破損ガラスの取替えその他の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用（次項において「軽微な修繕」という。）は、自治会（自治会組織のない住宅団地にあっては、当該町営住宅入居全世帯）が負担しなければならない。

2 集会所に係る軽微な修繕以外の修繕に要する費用は、町が負担する。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じた場合は、当該使用者が負担しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、集会所の使用許可を取り消すものとする。

(その他)

第10条 集会所の管理に関して必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式

町営住宅集会所使用申込書

年 月 日

集会所管理者 様

申 込 者	住宅名	町営	住宅	号
	氏名	印		
	電話番号			

次のとおり、集会所を使用したいので、立山町営住宅集会所管理要領第 4 条の規定により申し込みます。

記

使用にあたっては、立山町営住宅集会所管理要領、立山町営住宅条例、立山町営住宅条例施行規則を遵守します。

集会所名	
目的	
使用日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
使用人員	
責任者氏名	
責任者連絡先	

○町営住宅等住所一覧

住宅名	棟番号	郵便番号	住所
釜ヶ淵	1号棟～4号棟 特定公共賃貸住宅(5号棟)	930-0241	富山県中新川郡立山町 道源寺 600 番地
上米沢	1号棟・2号棟	930-3265	富山県中新川郡立山町 米沢 32 番地
下米沢	1号棟～3号棟	930-3265	富山県中新川郡立山町 米沢 1 番地
芦峯寺	1号棟・2号棟(戸建)	930-1406	富山県中新川郡立山町 芦峯寺 3 番地

令和8年4月1日時点

○連絡先

立山町役場 建設課 建築住宅係

住所 〒930-0292
富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

電話 076-462-9976
FAX 076-463-6611

